

改正個人情報保護法と個人情報保護条例

2022. 4. 23 弁護士 森田明

1 個人情報保護条例が制度化をリードした

1970年代半ば 地方公共団体(国立市、春日市など主に市・町)で個人情報保護条例制定
電算機導入が契機→総合的な保護制度へ

1980年9月 OECD(経済協力開発機構)理事会勧告の8原則

1981年7月 行政管理庁・プライバシー保護研究会(座長加藤一郎東大教授(当時))報告書、「5原則」を提案→その後の個人情報保護条例に影響

1987年1月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会(座長林修三元内閣法制局長官)の意見→国の法制化に影響

1988年12月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律(旧行政機関個人情報保護法→旧行個法)成立

1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定(都道府県で初)→全国に条例化進む

*旧行個法と当時の個人情報保護条例の主な相違点

	旧行政機関法	神奈川県条例	藤沢市条例
制定時期	昭和63年(1988年)	平成2年(1990年)	昭和62年(1987年)
対象	行政機関のみ 電算情報のみ	議会も対象 マニュアル(紙)情報も含む	議会も対象 マニュアル(紙)情報も含む
登録・公表	個人情報ファイル簿	個人情報事務登録簿	個人情報取扱業務の届出、登録
要配慮個人情報	なし	センシティブ情報の取扱制限	センシティブ情報の取扱制限
本人外収集の制限	なし	あり	あり
オンライン結合の制限	なし	あり	あり
開示請求権	あり。教育、医療、刑事事件等は対象外	あり	あり
訂正請求権	「訂正の申出」	あり	あり
削除請求権		あり(訂正請求に含める)	あり(独自の規定あり)
利用停止請求権	なし	「是正の申出」	中止等請求権
第三者機関	なし	個人情報保護審査会 個人情報保護審議会	個人情報保護審査会 個人情報保護制度運営審議会
民間事業者への対応	なし	事業者への指導、業務登録、勧告・公表の仕組み	事業者への指導、勧告・公表の仕組み

〈旧行個法と比較しての条例の特徴〉

- ・対象が広範囲
議会も対象に、民間事業者への指導も、マニュアル情報と電算情報の両方を対象に
- ・取扱制限+例外条項+審議会関与による個別解除を基本とする
センシティブ情報の取扱制限、本人外収集の制限、目的外利用・提供の制限、オンライン結合の制限
- ・審議会に大きな役割 住民代表も含む構成、公開性
- ・権利保障の範囲が広い
- ・制定時にその地域にふさわしいものを、有識者、住民代表らで議論

2003年5月 個人情報保護関連5法（個情法については適用除外拡大などの修正をしたもの、改正行個法も）成立

2015年9月 個人情報保護法改正 →個人情報保護委員会が監督機関に、附則で「施行後3年ごとに見直し」、個人情報の定義の見直し、要配慮個人情報の導入、目的規定で個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入

2016年～ 官民データ活用推進基本法等、ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く

2020年 個人情報保護法改正 主に個人情報取扱事業者への規制強化
(2019.12～20.7) 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会 →とりまとめなし
(2019.12～) 内閣官房タスクフォース
→(2020.3～) 個人情報保護制度の見直しに関する検討会

2020年9月 菅内閣誕生 「デジタル庁」が目玉政策に
情報の利活用のために支障となる個人情報保護条例の画一化、保護緩和へ

2020年12月 内閣官房タスクフォースの「最終報告」

2021年2月 デジタル改革関連法案を上程（その一部であるデジタル社会形成整備法のさらに一部として個人情報保護法の2段階の改正制度の見直しを含む）
→わかりにくい法案、国会の議論不十分

平井デジタル大臣答弁「個人情報保護条例はリセットする」

2021年5月 デジタル改革関連法（個人情報保護法改正も含む）成立 資料1

2021年6月 個人情報保護委員会、「規律の考え方」（国の行政機関等・地方公共団体）を提示、地方公共団体への周知進める 資料2

2022年4月 整備法50条による改正部分の施行、2020年改正の施行

2022年1月 ガイドライン案についての意見聴取 資料3

2023年4月 整備法51条（地方公共団体に関する改正部分）の施行予定

2 改正法（2023年4月施行分）と自治体の対応の問題点

(1) 施行に向けての取組み状況

遅くとも今年中の条例改正が必要だが、取組みは遅れている
神奈川県は5月に条例改正についての答申を出す予定
→全国的にも早い時期

(2) 自治体に対応する上での問題点と神奈川県の動向

条例改正上の論点の○×チェック

○	条例で規定できる又は規定しなければならない
×	条例で規定することを許さない
△	微妙なところ
「法」	改正個人情報保護法
「規律」	規律の考え方（国の行政機関等・地方公共団体）
「ガ」	ガイドライン案
「QA」	ガイドラインに関するQ&A案
「回答」	神奈川県からの質問に対する個人情報保護委員会の回答

なお、ここでいう「県の方針、方向」とは県の審議会の議論のことを言う

[適用範囲、定義等]

△ 議会についての条例制定（規律6）

国は自律的な対応を、という。どうなるか不透明

○ 行政文書の範囲（県条例の会議録データの除外）

法は補助的文書を除外していないので、県の除外規定はなしとする
→それに合わせて情報公開条例も除外規定をなくす方向

△ 死者の個人情報（規律6）

個人情報保護条例の対象とすることは認めないが、別に制度を作ることは可

○ 条例要配慮個人情報を定めること（規律6）

→県は、ただちに定める必要がある事項はない（今後必要に応じて設ける）とする

[個人情報の取扱い]

△ 個人情報取扱事務登録簿を維持すること（法57条5項）

ただし個人情報ファイル簿に代えることはできない。両方置くことはできる

×

要配慮個人情報の取扱いを規制すること、本人外収集の制限、オンライン結合の制限

法に定めがないが、こうした制限は設けないという趣旨なので、条例に定めることは許容されない（規律6、ガ3①⑥）

→県は、法61条の「法令の定める所掌事務又は業務を遂行する場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない」の運用などにより、これまでの条例

と「概ね同様の必要な保護が図られるので影響はない」とする

× 目的外利用・提供の制限

法に定めがあるのでそれによる。審議会への諮問は許容されない

→県は、法 69 条の解釈により、これまでと同様の運用が可能とする

○ 単なる内部の手続きにすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項は条例で定めることが許容される

例として、「地方公共団体の内部管理に関わる規定」「法の目的や規範に反さず、かつ事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えない範囲で基本理念や事業者・市民の責務を定める規定」

どの範囲か不明確→ほとんど認められないのでは

県条例のオンライン結合規定は「公益上の必要性、安全管理」を求めるものの、審議会への諮問を要件としていないが、これも許容されないという（回答）

[請求権関係]

△ 開示請求の要件等について法より請求者に不利な手続きを定めることはできないが、有利な手続きを定めることはできる（規律 4）

- ・開示から決定までの期間、延長できる期間

国は決定まで 30 日、延長は 30 日

県は現行では決定まで 15 日、延長は 45 日

決定まで 15 日であっても延長期間を 30 日以上にすることは許されないと言われ、県は決定まで 15 日、延長は 30 日とする予定（情報公開条例は延長 45 日を維持）。なお初日不算入の書き方に

- ・開示請求に関し、不開示条項や手続きを情報公開条例と整合させること

情報公開条例との整合性から不開示情報を増やすことも可能だが、県は現行の規定を維持する方針

- ・不開示情報としての法令秘情報の規定を条例で置くことは許容されない（回答）

→県は今後の条例では置かないことに

- ・開示請求の手数料

行個法では、請求手数料は取るが、実施手数料は取っていない

→県は、現行と同様、請求手数料は取らず、実施時の実費（コピー代、送料）を取る

× 本人、法定代理人、任意代理人以外のものによる開示請求を認める規定を置くことは許容されない（QA5-3-2）

△ 訂正・利用停止請求に先行して開示請求を義務付けることが原則だが、開示請求不要とすることもできる

→県は、現行通り開示請求前置不要とする方針

○ 行政機関匿名加工情報利用契約における手数料（法 119 条 3, 4 項）

[審議会関係]

「条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会…に諮問することができる。」(法129条)

△ 住民代表のみで構成される審議会に諮問することは認められないが、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聴くことはできる。そのために住民代表たる構成員を置くことは可(QA7-1-4)。

× 類型的に審議会への諮問を要件とする条例を制定することはできない(規律6、ガ3④)

○ 次のような場合は諮問できる(QA7-1-1)

定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細目を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

(運用ルールの細目→利用目的の明示の具体的方法、正確性確保のための方策、安全管理措置の具体的方法、本人同意の取得方法等に関する運用ルールの策定 QA7-1-2)

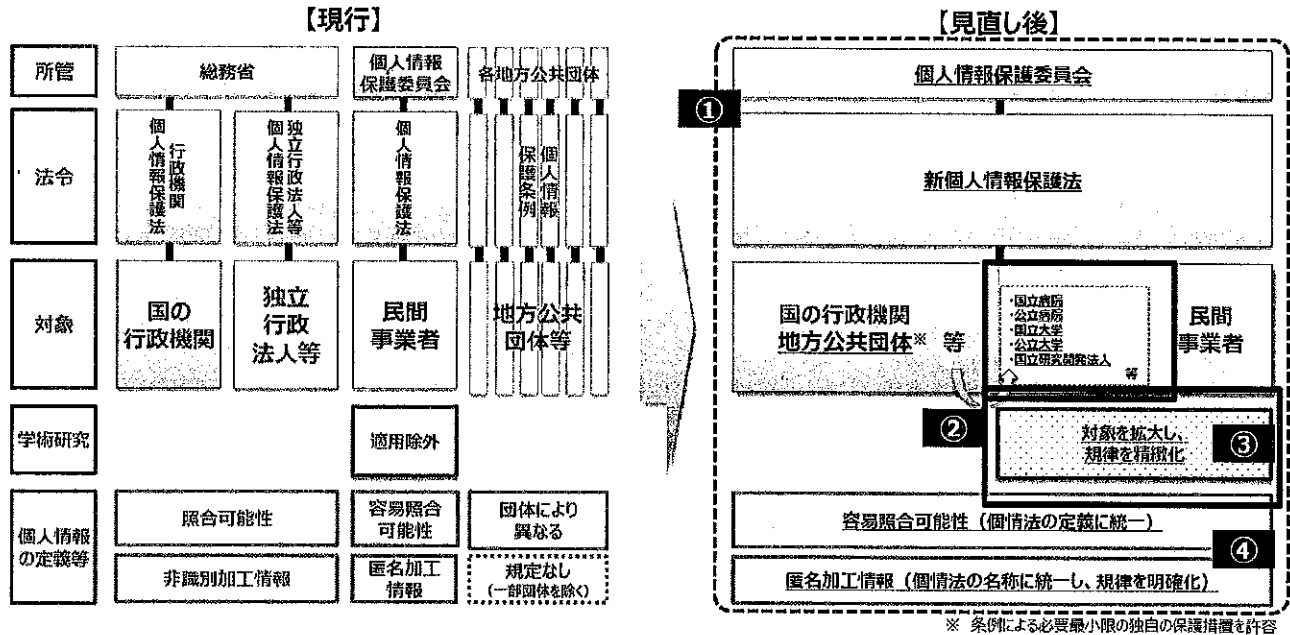
地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

△ 審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではないが、調査等を事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務付ける規定を設けることはできない(QA7-1-3)

→県の検討結果は、類型的に審議会への諮問を要件とする規定を設けることはできなくなるのでこうした形で諮問を受けることはなくなるものの、「第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合」「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」には諮問は「可能」であるから、諮問可能な範囲は広がり得る。これまでの県の施策との継続性を確保するなどのため審議会は引き続き重要な役割。必要な場合には確実に審査会の意見が聴けるよう条例で適切に規定する方向

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



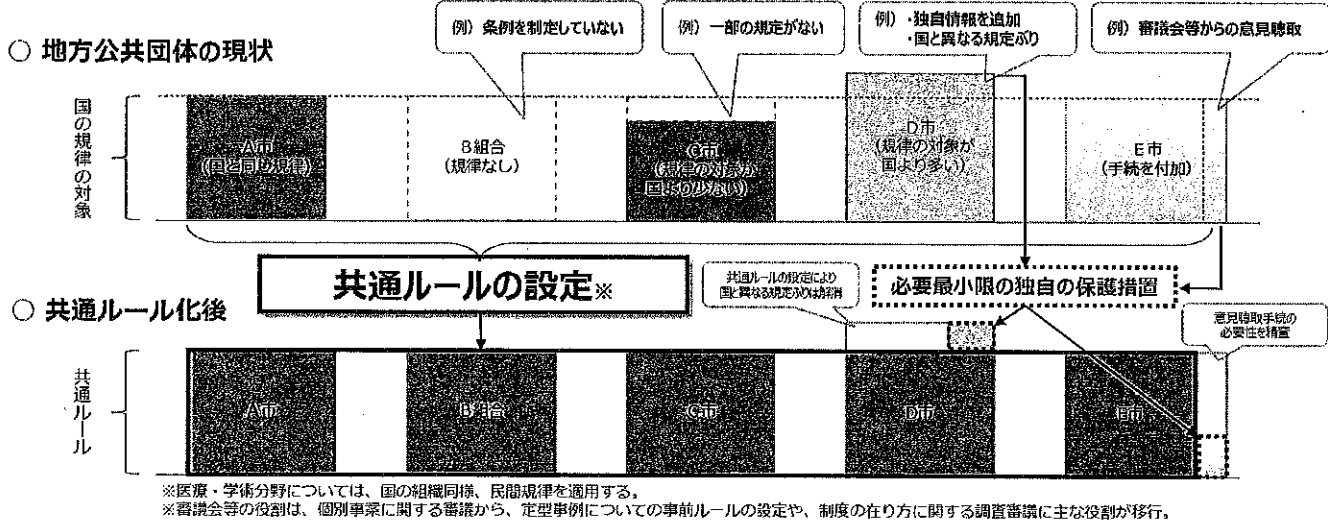
地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
 - ⇒ 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。
 ※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）

における個人情報保護の規律の考え方

(抄)

(令和3年個人情報保護法改正関係)

令和3年6月



個人情報保護委員会
Personal Information Protection Commission

chrome-extension://oemmnccblbbolebfnladdacbfmdadcm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

1/12

2022/04/11 13:08

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

1. 定義関係

- 「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義については、公的部門に適用される部分も含め、令和2年改正後の個人情報保護法の解釈運用を踏襲する形で統一する。
- 「個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定める」という令和3年改正法の目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において独自の定義が定められている「個人情報」や「要配慮個人情報」などの用語については、令和2年改正後の個人情報保護法で定める定義に統一することとし、条例で独自の定義を置くことは許容されない。
※新たに設けられた「条例要配慮個人情報」の用語については、6. を参照のこと。
- 上記のほか、「行政機関」、「行政機関の長」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」、「行政機関等匿名加工情報」及び「行政機関等匿名加工情報ファイル」の用語の定義については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する用語の解釈運用を踏襲する。

2. 行政機関等における個人情報等の取扱い関係

- 改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後、ガイドライン等を整備する。
 - ・ 個人情報の保有の制限等（法第61条）
 - 利用目的の特定
 - 保有の制限
 - 利用目的の変更
 - ・ 利用目的の明示（法第62条）
 - ・ 正確性の確保（法第65条）
 - ・ 利用及び提供の制限（法第69条）
- 行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 不適正な利用の禁止（法第63条）
 - ・ 適正な取得（法第64条）
 - ・ 漏えい等の報告等（法第68条）：委員会への報告義務、本人への通知義務
 - ・ 外国にある第三者への提供の制限（法第71条）
 - ・ 個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第72条）
 - ・ 仮名加工情報の取扱いに係る義務（法第73条）
- また、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、次のものについては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して、規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備する。
 - ・ 安全管理措置（法第66条）
 - ・ 従事者の義務（法第67条）
 - ・ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条）

4

chrome-extension://oemmnndcbidbolefnladdacbd/madadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

5/12

2022/04/11 13:08

公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係）-個人情報保護委員会--210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

3. 個人情報ファイル関係

- 国の行政機関に関しては、改正後の個人情報保護法第5章第3節に規定する個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（法第74条）
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- また、独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルに関する規律のうち、次のものについて、現行の独立行政法人等個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する。
 - ・ 個人情報ファイル簿の作成及び公表（法第75条）
- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しては、個人情報ファイルの保有等に係る事前通知に関する規律の適用は無いものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用する。
- なお、現状、地方公共団体の条例に基づき運用されている「個人情報取扱事務登録簿」に関する運用については、令和3年改正法の施行後も、各地方公共団体が条例で定めを置くことにより、同様の運用を継続することができる。（法第75条第5項）

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

5

chrome-extension://oemmnndcbidbolefnladdacbd/madadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_kouteki_kiritsunokangaekata.pdf

6/12

4. 開示、訂正及び利用停止関係

- 国の行政機関及び独立行政法人等（規律移行法人※を含む。）に関しては、改正後の個人情報保護法においても、開示、訂正及び利用停止に関する規律（法第5章第4節）について、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を基本的に踏襲する。

※ ただし、現行の行政機関個人情報保護法においては本人又は法定代理人にしか開示等請求を行うことが認められていなかったところ、令和3年改正法により任意代理人による開示等請求が認められるようになる。

- 一方で、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（規律移行法人※を含む。）に関しても、国の行政機関及び独立行政法人等と同様の規律が原則として適用されることになるが、地方公共団体毎に定められている情報公開条例との整合性を確保するため、非開示情報、開示等手続細則及び審査請求手続については、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができる。

※「規律移行法人」については、7. を参照のこと。

【条例と開示等手続きとの関係】

- 条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を短縮すること（法は原則として請求から30日以内と規定。）
 - ◆ 手数料を無料又は従量制とすること
 - ※ 口頭開示について、許容されるとすればどのような場合・範囲で可能かについて今後整理予定。
- 条例において定めることが許容されない開示等関連の規定の例
 - ◆ 情報公開条例との整合確保と無関係な非開示情報を追加すること
 - ◆ 法で定める開示決定等の期限を延長すること

6. 地方公共団体の機関・地方独立行政法人関係

- 地方公共団体からの質問・意見の多い事項については、地方公共団体における施行準備作業に資するべく、ガイドライン等の成案を提示する前においても必要な情報提供を行う。

【これまでに地方公共団体から問合せを受けた事項についての考え方】

- 死者に関する情報の扱い
 - ・ 令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、現状、地方公共団体の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されない。
- 地方議会の扱い
 - ・ 地方公共団体の議会は、基本的に地方公共団体の機関の対象から除外され、法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされており、国会や裁判所と同様に自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが期待される。
- 条例要配慮個人情報
 - ・ 法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じた「条例要配慮個人情報」に関する定めを条例に設けることができるが、令和3年改正法の個人情報保護に関する全国共通ルールを法律で定めるという目的に鑑み、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや、民間の個人情報取扱事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は、許容されない。
- オンライン結合制限
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いのみに着目した特別を設けておらず、法が求める安全管理措置義務等を通じて、安全性確保を実現することとしており、条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されない。
- 審議会への諮問
 - ・ 改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、審議会等に諮問することができることとしており、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されない。

令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・公的部門ガイドライン案について (抄)



令和4年1月

chrome-extension://oemmnrcbldbolebfjlddaacbfmadadm/https://public-comment.e-gov.go.jp/servelet/PcmFileDownload?seqNo=0000230248

1/6

2022/04/11 13:10

m24000008102.pdf

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正案（概要）①

- 整備法第51条による個人情報保護法（以下「法」という。）の改正に伴い、行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」を改正する。
- 今回の改正案については、昨年7月及び11・12月の2回にわたり実施した全国の地方公共団体を対象とした説明会においていただいた質問や、説明会前後に提出いただいた意見等（延べ2000件超）も踏まえ、立案した。
- なお、整備法第51条による改正後の法（※）において新たに法の適用対象になる地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、行政機関及び独立行政法人等と同一の条項が適用されることになることから、ガイドラインにおいても、これらの条項については行政機関及び独立行政法人等と同じ記述が適用されるものとする。

（※）これに基づき政令、規則も含む。以下同じ。

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
① 条例要配慮個人情報	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報として、「条例要配慮個人情報」が新設（法第60条第5項）。 条例要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて地方公共団体等による取得や提供等に関する固有のルールを付加したり、個人情報取扱事業者等における取扱いに固有のルールを設けることは、法の趣旨に反することを説明。
② 「地域における事務」の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 法第61条第1項（個人情報の保有の制限）及び第69条第2項第2号・第3号（例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合）の「法令の定める（所掌）事務又は業務」には、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」が含まれることを説明。 法第69条第1項（目的外利用及び提供の禁止の原則）の「法令に基づく場合」には、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第2条第2項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは含まれないことを説明。
③ 死者に関する情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 死者に関する情報について、当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって「自己を本人とする保有個人情報」に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となることを説明。

10/11

3 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の改正案（概要）②

事項	整備法第51条による改正の内容及びそれに伴うガイドライン改正の内容 (下線部が特に地方公共団体の意見を踏まえた箇所)
④地方公共団体に置く審議会等への諮問	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。 「特に必要な場合」につき、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的な知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合がこれに当たる旨と併せ、求められる専門的知見として、サイバーセキュリティに関する知見を例示。 地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律と解釈が個人情報保護委員会に一元化された整備法第51条による法改正の趣旨に反することを説明。 施行前の条例に基づく審議会等による答申を根拠とした運用について、施行後は改正後の法に則ったものであるか否かにつき再整理した上で、法の規定に従い適切な取扱いを確保する必要があることを説明。
⑤地方公共団体による必要な情報等の提供の求め	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要であると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができ（法第166条第1項）、情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに同委員会に連絡することが望ましいことを説明。 個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、同委員会に連絡することが望ましいことを説明。
⑥条例との関係	<ul style="list-style-type: none"> 法において条例への委任規定が設けられている事項（例：本人開示等請求における手数料（法第89条第2項））及び一定の事項について条例で定めることが許容されている事項（例：個人情報取扱事務記録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）、本人開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条））について説明。 個人情報の保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されないことを説明。 法と重複する内容の規定を条例で定めることについて、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を個人情報保護委員会が一元的に担うこととした整備法による法改正の趣旨に照らし、許容されないことを説明。

- ※ 地方公共団体から提出いただいた質問等の大部分を占める、改正後の法の下における具体的な運用解釈を問うものについては、今後の事務対応ガイドやQ & Aの策定・見直しにおいて、対応する記述の追加等を行っていく予定。
- ※ 本改正によるガイドライン（行政機関等編）の施行日は、令和5年4月1日を予定。

(参考) 令和3年改正個人情報保護法の想定スケジュール

